

# 駅周辺帰宅困難者等対策協議会設置のためのガイドライン

## 1 基本的な考え方

災害発生時に、公共交通機関が運行停止となったために帰宅が困難になる方や、やむを得ず徒歩で帰宅される方など、いわゆる帰宅困難者等に対しては、各駅周辺の地域事情等に鑑みた、実効性の高い対策を行うことが重要である。

したがって、大量の帰宅困難者等の発生が予想される駅ごとに「駅周辺帰宅困難者等対策協議会(仮称)」を設置し、以下のテーマを中心に、行政や関係事業者が一体となって、すみやかに帰宅困難者等対策に取り組んでいく。

## 2 協議会で扱うテーマ

### (1) 情報連絡体制の確立

- ・ 会員相互の緊急連絡体制の確立
- ・ 帰宅困難者等への情報提供体制の確立 など

### (2) 帰宅困難者等の安全確保

- ・ 駅周辺の一時滞在施設の確保
- ・ 帰宅困難者等の安全に配慮した誘導體制の検討 など

### (3) 安全確保後の徒歩帰宅支援

- ・ 駅周辺から帰宅支援対象道路に至るルートの設定
- ・ 上記ルートに係るマップの作成 など

### (4) その他

- ・ 各協議会単位での訓練の実施 など

## 3 参加団体

- 駅
- 駅周辺企業等
- 駅周辺の大学・高校等
- その他(駅前商店街、バス事業者等)
- 市町村(事務局)
- 警察
- 消防
- 千葉県

## 4 協議会を設置する駅(候補)

船橋、柏、市川、津田沼、松戸、千葉、西船橋 など  
(その他各地域の希望に応じて設置)

## 5 今後のスケジュール

- 関係機関へ参加依頼を行い、順次各協議会設置を目指す
- 各協議会において、順次対策取りまとめ

## 6 県の関与

県協議会の取組みとの整合性や、各駅等との連携について一定の枠組みが必要であることから、以下の点について県が主体的に関与する。

- 警察、教育庁、学校法人等への参加依頼
- 各協議会の参加者、主要検討テーマ等について運営要綱(ひな型)の提示
- 県協議会における取組みの情報提供・調整
- 各駅を統括する鉄道事業者との連絡・調整
- 一時滞在施設の候補となる県有施設の確保・調整
- 一時滞在施設の運営のための手引き(ひな型)作成
- 各協議会への参加(千葉駅は防災危機管理課、他は各地域振興事務所)